平成２１年（フ）第７７５号
大津市美空町１　びわ湖美空団地第18号棟第306号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町田中2161番地19
債務者　平山　　保
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７６号
滋賀県草津市草津４丁目２番28号、前住所滋賀県草津市平井３丁目１番14号
債務者　米元明日華（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３号
滋賀県栗東市出庭1733番地13
債務者　松田　健志
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０号
大津市富士見台45番10号
債務者　長谷川ひさ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４６号
広島市佐伯区河内南２丁目19番５号
債務者　前田　誠吾
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３２号
広島県廿日市市四季が丘３丁目10番地３
債務者　竹林　敏行
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５５号
広島市南区仁保新町１－９－39　仁保ヒューマン２番館404白砂方、住民票上の住所広島市西区横川新町６番６－504号
債務者　影田　菊枝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２７号
広島市西区南観音３丁目９番29号
債務者　松原　　孝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６８号
広島市東区馬木２丁目561番地１　204
債務者　中川　清子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６９号
広島市東区馬木２丁目561番地１　204
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５０号
広島市南区皆実町５丁目16番16―401号、住民票上の住所山口県光市虹ケ丘７丁目３番６号
債務者　江口　和典
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０５号
広島市安佐南区祇園２丁目３番21号
債務者　寄木　銀次
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０６号
広島市安佐南区上安５丁目３番２―304号
債務者　谷口大二郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０７号
広島市安佐南区上安５丁目３番２―304号
債務者　谷口智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５９号
広島市中区南吉島１丁目２番34―302号　中田ビル
債務者　山田　貞姫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１８号
広島市安佐南区川内２丁目３番32―１―103号　グランヴェール６号館
債務者　青木　　学
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
広島市安佐南区沼田町大字伴1264番地の195
債務者　大原　　博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
広島市南区宇品海岸１丁目２番２―501号
債務者　金本　有晃
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部